

負担限度額認定申請書提出前チェックリスト

※ 提出前にもう一度ご確認ください。

□ 被保険者本人、同居の家族、配偶者（別居含む）に住民税が課税されていませんか？

★課税の場合は、原則として対象になりません。

□ 預貯金等の資産額が要件を超えていませんか？

★要件を超えると対象になりませんので、提出しても認定を受けることはできません。

段階	前年の年金収入等の状況	預貯金額の状況
第2段階	年金収入等 82.65 万円以下	単身 650 万円以下、夫婦 1,650 万円以下
第3段階①	年金収入等 82.65 万円超 120 万円以下	単身 550 万円以下、夫婦 1,550 万円以下
第3段階②	年金収入等 120 万円超	単身 500 万円以下、夫婦 1,500 万円以下

※年金収入等とは、「公的年金等収入金額（非課税年金を含みます。）＋その他合計所得金額」です。

□ 申請書の記入漏れはありませんか？

□ 同意書の記入（住所、氏名、日付）、捺印がありますか。

※ 配偶者（住所が別の場合や内縁関係も含む。）がいる場合

□ 同意書の配偶者欄の記入、捺印がありますか。

★申請者が代理人の場合

□ 申請者欄に代理人の記入がありますか。

□ 委任状の記入、捺印がありますか。（申請書裏面委任状欄）

□ 被保険者本人及び配偶者の預貯金等の添付書類は、用意してありますか？

□ 通帳等は記帳されていますか。（直近の残高を確認します）

□ 通帳等の写しがありますか。※裏面を参照ください

★預貯金等に係る添付書類は、次のとおりです。すべての写しをご持参ください。

預貯金等に含まれるもの	添付書類
預貯金（普通・定期）	被保険者本人及び配偶者の通帳や証書の写し （名義、金融機関支店名、口座番号、直近の残高が確認できるもの）
有価証券（株式・国債・地方債等）/投資信託	被保険者本人及び配偶者の証券会社や銀行の口座残高の写し （名義、金融機関支店名、口座番号、直近の残高が確認できるもの）
金・銀（積立購入を含む。）	被保険者本人及び配偶者の購入先の口座残高の写し （名義、金融機関支店名、口座番号、直近の残高が確認できるもの）
負債	負債や住宅ローンは預金額から差し引くため、借用書及び直近の残高が確認できるものの写し ※借用書のないもの、被保険者本人又は配偶者名義でないものは無効

■ 提出時の持ち物を確認しましょう！！

□ 介護保険負担限度額認定申請書（裏面の同意書）

□ 被保険者本人の印鑑

※ 同意書に捺印されていれば不要ですが、押し忘れが多いので持参することをお勧めします。

□ （被保険者本人及び配偶者の）通帳等の写し（最新の状況に記帳後）

□ 被保険者本人（代理申請の場合は代理人）の本人確認書類

（成年後見人の方が申請する場合は登記事項証明書等の写し）

内容について不明な場合は、担当までお問合せください。

荳崎市長寿介護課介護保険担当（荳崎市保健福祉センター内） 電話 0551-23-4313

■ 通帳のコピーの取り方について

コピーをする前に必ず記帳（通帳記入）をお願いします。

記帳後、コピーする際は、下記の部分をコピーするようにしてください。

提出が必要な口座のコピーは、年金等の収入がある口座だけではありません。年金等の収入がある口座の銀行等以外に口座をお持ちの方は、他の銀行等の口座のコピーも添付してください。（定期預金、貯蓄預金も同様）

①銀行名、支店名、口座番号、名義がわかる部分
通帳の表紙をめくった見開きのページをコピーしてください。 銀行によっては、通帳の表紙で「銀行名・名義」しか記載されていない場合がありますので、表紙をめくった見開きのページをコピーするようにしてください。 口座番号があってもなくても、定期預金や貯蓄預金等のページが必要です。
②申請日直近、2カ月以内の最終残高がわかる部分
コピーを取る前に必ず記帳（通帳記入）をお願いいたします。 年金を受給されている方は、直近の年金振込履歴が確認できる頁が必要です。
③定期預金・貯蓄預金などのページ
定期預金や貯蓄預金などの残高がわかる部分のコピーも必要です。 また、定期預金等を解約された方は、解約されたことがわかる部分のコピーをお願いします。